

誓 約 書

- 1 学校は、次の事項について一切の責任を負うとともに適正に処理することを誓います。
 - （1）実習生の実習中及び居住地から実習先までの往復途上の災害等に伴う賠償
 - （2）実習生が故意または過失により宇部・山陽小野田消防組合（以下「組合」という。）
若しくは第三者へ与えた損害等に伴う賠償
 - （3）損害保険及び賠償責任保険等に関する一切の事務処理
- 2 学校は、担当教員及び実習生に対し、次の事項を遵守させることを誓います。
 - （1）担当教員は、組合及び実習生との連絡調整を図るとともに、組合職員の求めに応じ、
実習生の指導等学習活動に協力するものとする。
 - （2）実習生は、実習期間中、組合職員の指示に従わなければならない。
 - （3）実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - （4）実習生は、組合の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、
あらかじめ組合の承認を得るものとする。
 - （5）実習生は、病気等やむを得ない理由により実習に参加できない場合は、あらかじめ
組合職員及び派遣学校担当教員にその旨を連絡しなければならない。

年 月 日

宇部・山陽小野田消防局

消防長

様

学校名

役職・代表者氏名